

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年6月22日
【会社名】	株式会社沖縄銀行
【英訳名】	The Bank of Okinawa,Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 山城正保
【最高財務責任者の役職氏名】	—
【本店の所在の場所】	沖縄県那覇市久茂地3丁目10番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社沖縄銀行 東京支店 (東京都中央区日本橋本町3丁目1番11号) 株式会社 東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 証券会員制法人 福岡証券取引所 (福岡市中央区天神2丁目14番2号) (注) 東京支店は、金融商品取引法の規定による縦覧に供する場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供する場所としております。

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行取締役頭取山城正保は、当行の第87期(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。